

やさしい国民年金相談室

シリーズ ⑦

いくつかの年金制度を渡り

歩いた人の老齢年金は？

問 大正十一年三月二〇日生まれ
の者です。発足当初から国民年金
に加入していますが、途中八年間
ほど厚生年金に加入した期間があ
るので、国民年金は十年ぐらいい
かありません。この場合、年金は
どうなりますか。

答 自営業であった人が会社に勤
めたりした場合に、国民年金と厚
生年金というように年金制度を渡
り歩くことになり、一つの制度か
ら老齢年金を受けるのには期間が

通算老齢年金の短縮期間

生 年 月 日	昭和36.4.1 当時の年齢	昭和36.4.1 以後の必要 な合計加入 期間
昭和5年4月2日以後	満30歳まで	25年
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	満31歳	24年
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	満32歳	23年
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	満33歳	22年
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	満34歳	21年
大正14年4月2日～大正15年4月1日	満35歳	20年
大正13年4月2日～大正14年4月1日	満36歳	19年
大正12年4月2日～大正13年4月1日	満37歳	18年
大正11年4月2日～大正12年4月1日	満38歳	17年
大正10年4月2日～大正11年4月1日	満39歳	16年
大正9年4月2日～大正10年4月1日	満40歳	15年
大正8年4月2日～大正9年4月1日	満41歳	14年
大正7年4月2日～大正8年4月1日	満42歳	13年
大正6年4月2日～大正7年4月1日	満43歳	12年
大正5年4月2日～大正6年4月1日	満44歳	11年
大正5年4月1日以前	満45歳以上	10年

足りない場合などがあります。
このようなときには、年金制度に
加入した期間を通算して、所定の
年数を満たしたときに通算老齢年
金が出ます。

この通算老齢年金を受けるのに
必要な年数は、国民年金と厚生年
金や共済組合と通算するときは「
二十五年」、厚生年金と共済組合
など国民年金以外の年金制度との
ときは「二〇年」となっています。
しかし、国民年金制度がスタート
したのは昭和三十六年であること
から、制度発足時に三十一歳を超
えていた人について、この「二十
五年」を「十年から二十四年まで
」、年齢において期間が短縮され
ています。

あなたの年齢の場合は、必要な

期間が「十七年」となっており、
すでに国民年金十年と厚生年金の
八年の合計十八年の期間がありま
すので、六〇歳から厚生年金の八
年分、六十五歳から国民年金の十
年分の通算老齢年金が出ます。

物価指数の変動により

年金額が引き上げ

○年金額の物価スライド
七、八%の引き上げが決まり、
厚生年金は六月、国民年金は七月
から。スライド後の新しい年金が
届くのは、九月の定期支払月に、
現年金の六月分と、スライド後の
七月、八月分が支払われます。

なお、スライド後の新しい年金
額は年金額改定通知書が社会保険
庁から全受給者に送付されること
でわかりますが、それは六月末か
ら七月初旬に送られる予定になっ
ています。

参考に物価スライドによる年金
額比較表をご覧ください。

電話照会にご協力を!!

現在、国民年金の係では、被保
険者の受給権を完全にするため、
台帳のすべてを見直しています。
これに伴って、係では昭和三十
六年から昭和五十六年までの間
に、厚生年金に加入したことのある
人すべてに電話照会し、厚生年
金の記号番号、会社名を確認して
おりますので、照会の電話が入っ
た際はお手数ですが、被保険者証
を確認のうえ、ご回答ください。

◇56年度の物価スライドによる年金額比較表◇

	55		56	
	年 額	月 額	年 額	月 額
〔厚生年金〕6月実施 モデル年金 (30年加入・夫婦)	円	円	円	円
	基本 1,632,600	136,050	基本 1,745,900	145,492
	加給 1,452,600		加給 1,565,900	
	180,000		180,000	
障害年金・遺族年金 (最低保障額)	501,600	41,800	540,700	45,058
	遺族年金			
	831,600	69,300	870,700	72,558
	(基本 501,600)		(基本 540,700)	
遺族年金 (2子最低保障額)	210,000		210,000	
	(基本 加給 120,000)		(基本 加給 120,000)	
〔国民年金〕7月実施 30年加入 (夫婦・付加年金)	(604,800) × 2人	112,800	(652,000) × 2人	120,666
	(+72,000)		(+72,000)	
	25年加入			
	(504,000) × 2人	94,000	(543,300) × 2人	100,550
(同加入上)	(+60,000)		(+60,000)	
	障害年金(1級)	627,000	675,900	56,325
	障害年金(2級)	501,600	540,700	45,058
	障害母子年金	681,600	720,700	60,058
10年年金	(母子 501,600)	56,800	(母子 540,700)	
	(母子加算 180,000)		(母子加算 180,000)	
	5年年金	318,600	343,500	28,625
		271,200	292,400	24,367

このことは、あなた自身の老後
の年金に大切なことですのでぜひ
ともご協力ください。また、被保
険者証を紛失の際は再発行の手続
をしますので印鑑持参のうえご
来庁ください。
なお、厚生年金期間が一年以上
ありますと、およそ月三〇〇〇円
の年金になります。

十二ヵ月×三〇〇〇円
三二六〇〇円。
六〇歳から受けられますので十
年受給すると三十六万円になりま
す。厚生年金被保険者証は預金通
帳と同じですので大切に保管して
くださるようお願いいたします。
連絡先
(3) 一一一 内線二四二